

NJ 素流協 News

平成25年10月31日

第106号

平成25年10月31日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6（農林会館5階）
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>

平成25年度 第2回国産材 利用拡大推進会議を開催

今年度の第2回国産材利用拡大推進会議が10月22日、盛岡市の農林会館会議室において開催された。主な報告・協議事項は次の通り。



一、原木等の需給動向について ア、素流協の出荷実績と見通し

今年度上半期を終わり、合板用原木の出荷実績累計は樹種別に、スギ3万5千³m、カラマツ3万3千³m、アカマツ1万6千³mで、比

率はスギ41%、カラマツ40%、アカマツ19%、出荷材積合計は11万3千³mであった。昨年度と比べ、スギの比率が32%から目立って伸びている。その他製材・集成材用等原木は、スギ1万9千³m、カラマツ6千³m、アカマツ3千³m、その他（広葉樹等）が300³mで、カラマツが昨年度の14%から21%へと伸びている。

出荷先別の実績では、各工場からの発注量に対する納入量が、上半期合計で74〜92%と、発注量を満たしていない。昨年と比較すると、工場によっては昨年より月平均出荷量が増えているが、発注量にに応じ切れない状況が数ヶ月間続いている。理由としては、5月以降秋頃までは国有林の請負作業に入る素材生産業者が多く、手山の材が出てこないこと、システム販売の契約が昨年より少ないため、

供給調整がスムーズにできないこと、さらに、沿岸地域の復興道路建設や宅地高台移転事業に作業班や運搬車両が取られていることがあげられる。特に夏場の豪雨と台風の影響で、7、8月は出荷が落ちた。山側として需要にこたえられない体制作りに努めたい。

イ、合板工場等の需要動向

【南川井林業】

原木の供給が需要にマッチしておらず、やむを得ず自分で調達している。国産材が注目されているうちに供給不足の理由をつまびらかにし、工夫して対応して欲しい。

【ホクヨープライウッド㈱】

住宅着工戸数が増え、床用厚物合板の引き合いが10%増えている。合板単価も値上がりし、取引は安定してきた。自社のロータリーレスは未だ震災前の半分の規模で、フルに稼働させている。いわゆる「2015年問題」が言われているが、TPP、住宅、大型の木質バイオマス発電所など、合板業界が影響を受ける要素は多い。今後

拡大できる要素は何かを考えなければならぬ。

【株カリヤ】

当社はセイホク等から半製品を仕入れてフロア材を作っている。ホクヨーの台板生産には期待している。

【セイホク株】

春先から上り調子だが、機械の稼働率は5割程度になっている。国産材使用率50%を守るため、「AKG50」広告を新聞に掲載したりしている。運搬車も少ない中で、スギだけでも思い運んでもらっている。表面は外材を使用して対応するが、国産材をメインに使っていききたいので、何とかして欲しい。国有林はそのために需給バランスを取らなければならない。現在在外材は、住宅着工戸数の増えているアメリカでも、径40cmクラス原木が国産材と変わらない価格となっている。価格については双方が要望を出し合い、決めていきたいと考えている。

【報告についてのコメント】

素材生産業者 国有林の増産体制がどうなっているかという点、今年度東北5県で70万m³の予定で、計画変更して増やすことはないとのことだ。立木販売に関しては、単価が合わず不落になっているものが多い。

工場 システム販売というが、現実には入札と同じになっているのではないか。

事務局 国有林の年間170万m³の生産量のうち、100万m³は立木処分だが、不落となると1年単位の計画量では足りなくなる。機械を保有する素材生産者は民有林を伐らないと間に合わなくなる。

ウ、素材生産業者の生産動向

◎岩手県森連では、沿岸と内陸では状況が異なり、沿岸は復興にかけりきりである。国有林の伐採請負では、生産者は落札者がどこに材を出荷するのか分からないため、太さに関係なく極積みしている。県南、気仙地域などは採材も多様で、共販にも材が集まりにくい。沿岸では陸前高田などの宅地

造成で伐採を受注、内陸も仕事は目一杯あるが、道路が壊れて材が出てこない状況である。国有林請負が終われば状況は落ち着いてくるだろう。なお今年度の国有林共販委託数量は20万m³、組合系統からは30万m³生産の予定である。

◎青森県国生協では、生産能力の高い組合員は国有林請負に行っている。12月以降になれば材が出てくると思う。

◎青森県森林整備協は、10月で国有林請負が終わる。青森県内の国有林生産量は20万m³、うちシステム販売が13万m³、残りが委託販売となる。請負発注が遅れたため、例年より作業は1ヶ月遅れている。その他に供給側から次のような報告があった。

◎地元製の製材所からもカラマツが欲しいと言われているが、年明けまで手山を伐れそうにない。

◎作業員をかき集めながら、カラマツ主体で手山を伐っている。

◎トラックが足りない。

二、質疑応答

質問(工場から) 冬からは素材生産業者が手山に入るとのことだが、供給不足に関し、N J素流協としてどう想定しているか。

回答(事務局) 例年5月から8月は供給が落ち込み、手山へ入るようになれば伸びてくる。ただし今年度はシステム販売の契約が進まないで、どうするか考えているところだ。システム販売自体は協定先が増え、分散傾向にある。生産者を根本的に支援するための補助策も必要であると考えている。

質問(事務局から) 宮城県、山形県、福島県からの素材の出方はどうなっているか。

回答(工場) 岩手、青森と同様に天候が悪い月はない。宮城では運送トラックが不足している。山形は順調で、アカマツが供給材の15%を占めるが、カラマツは当てにできない。

昨年は合板販売で苦労したが、福島には集成材工場もでき、今後の動向を見守っている。

トピックス

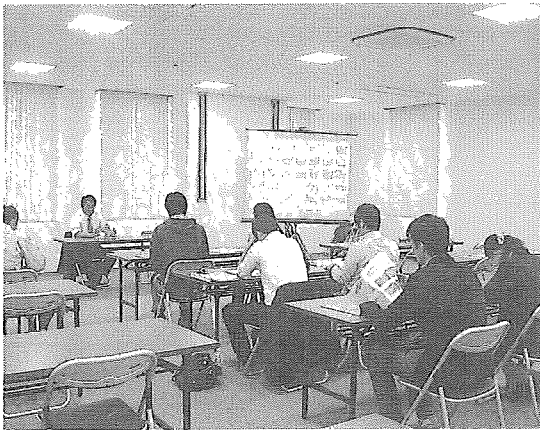
全素協が25年度補正予算等について要望書提出

当N J素流協の上部団体である全国素材生産業協同組合連合会の会長が10月18日、全国国有林造林生産業連絡協議会会長及び全国支部組織の役員とともに、東京永田町と霞ヶ関を訪れ、要望書「森林整備のための予算の確保について」を70名余りの国会議員と林野庁幹部に手渡した。要望項目は次の通り。

- 1 平成25年度補正予算に関する要望について
 - 2 森林整備予算の拡充について
 - 3 素材生産業の活性化・育成強化を図る諸対策の予算の拡充について
 - 4 森林吸収源対策推進のための税制上の措置について
 - 5 適切な林産物貿易の推進について
- 平成25年度補正予算については、「長引く木材価格の低迷等森林林業を巡る厳しい状況を考えると、今後、消費税の引き上げに伴い景気が減退した場

合、経営基盤の脆弱な林業事業体に対し深刻な影響を与えかねない」として、森林・林業の活性化に資する予算確保を要請した。また「適切な林産物貿易の推進」については、「TPP交渉への参加が、我が国の森林・林業、山村地域に悪影響を及ぼさないよう」、合板、製材等の関税維持への配慮を要請した。

日本政策金融公庫 「全国林業担当職員 実地研修」で講演



政府系金融機関である日本政策金融公庫が10月3日、4日の両日、全国の支店の林業担当職員向けに、岩手県内

で研修を行った。製材工場等現場見学その他、4日は同公庫盛岡支店において、N J素流協高橋常務を講師として、木材の流通について学んだ。同公庫は100%政府出資の政策金融機関で、平成20年、旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫、旧中小企業金融公庫を統合して設立された。東北地方の林業関連の担当窓口は仙台支店に置かれている。

岩手県森林・林業会議 から岩手県への 提案要望・意見交換会

10月25日、盛岡市のホテルロイヤル盛岡において、岩手県森林・林業会議による岩手県への提案要望と県幹部職員との意見交換会が開催され、県幹部職員8名と会員約30名が出席した。

このなかで、ノースジャパン素材流通協同組合は、木材利用推進部会において、低質材の利用拡大について①木質バイオマス熱供給設備を中心とした街づくり構想の策定②木材利用の推進(需要の開拓)③物流を含めた施設整備の促進支援④森林経営計画の作成指

導⑤効率的搬出システムの確立、の5項目について提案を行った。これに対し県からは、木質バイオマス発電事業等に必要大量の材の安定供給体制について県としても検討する、等の回答があった。

セミナー「コンテナ苗から考える東北の低コスト造林」

10月29日、二戸市の二戸シビックセンターにおいて、森林総合研究所と東北森林管理局の主催により、コンテナ苗の活用をテーマとしたセミナーが開催された。

講演では、①北欧で主流となっている「スリット付きコンテナ苗」の利点②コンテナ苗と普通苗の植付功程の比較③コンテナ苗と普通苗の植栽後の成長比較④コンテナ苗を活用した育苗期間の短縮等の課題について、これまでの研究成果が紹介された。現地検討会では、二戸市浄法寺町の国有林内において、平成23年春に植栽されたコンテナ苗・普通苗の植栽試験地を見学した。

平成25年10月分の販売実績

- 1 合板用出荷量を前月と比較すると、スギが約2,980m³増加、カラマツが約1,490m³減少、アカマツが約340m³増加し、全体では約1,670m³増加している。昨年同月と比較すると、スギが約6,030m³増加、カラマツが約4,510m³減少、アカマツが約2,140m³増加し、全体では約3,890m³増加している。今月のシステム販売取扱はなかった。
- 2 その他(合板用以外)の出荷量は前月より約940m³減少、昨年同月より約750m³減少している。
- 3 今年度の年間計画量258,000m³に対する出荷量の割合(目標達成率)を58%とすると、今年度の全体出荷実績は、計画数量を6.6ポイント下回る結果となった。

(m³)

樹種	長級(m)	当 月 出 荷 量			今 年 度 累 計			
		合板用	そ の 他 製 材 用 等	計	合板用	樹 種 別 割 合 (%)	そ の 他 製 材 用 等	計
スギ	2.0	5,317			28,003			
	4.0	4,449			16,897			
	計	9,765	1,955	11,720	44,900	43.8	19,166	64,066
カラマツ	2.0	2,492			25,247			
	4.0	1,122			9,726			
	計	3,614	217	3,831	(739) 34,973	34.1	4,752	(739) 39,725
アカマツ	2.0	2,045			15,039			
	4.0	1,310			4,597			
	計	3,354	180	3,534	19,637	19.2	2,293	21,930
その他針葉樹		605	695	1,300	2,997	2.9	4,238	7,235
広葉樹			9	9	0	0.0	310	310
合計		17,339	3,056	20,395	(739) 102,507	100.0	30,759	(739) 133,266
目標達成率(%)								51.7
計画数量								258,000

() はシステム販売取扱量(内数)

落穂拾い

本年(平成25年)の10月2日、伊勢神宮で「遷御の儀」が行われた。この遷御の儀とは、神宮の社殿などを20年毎に新しく建て、そこに神体を移す儀式であり、1300年もの長い月日の間、連綿と続けられてきた伝統的な式典である。

この儀式に安倍晋三首相ほか麻生太郎副総理ら8閣僚も参列したが、首相が参列したのは遡ること1926年に行われた時の浜口雄幸首相以来で戦後初めてである。ところで、今回の閣僚たちの参拝を巡っては、国の宗教活動を禁じた「政教分離の原則」に抵触するかどうかの議論がある。

政教分離の原則に関わる議論については、これまでも数限りなく行われてきた。たとえば、神道に限っても、首相・閣僚の靖国神社公式参拝や玉ぐし料の国家負担等の是非が、その時期になると世の中を騒がしている。神社に参拝に行くことなどについては一種の宗教行為であることは間違いないであろう。この政教分離の原則に関する議論の根底には日本国憲法第二十条「宗教の自由」の条文の解釈の差異がある。ちなみに、憲法第二十条の条文を見ると、三項からなっている。

その条文は、「(1) 宗教の自由は、何人に対してもこれを保証する。如何なる宗教団体も、国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない。(2) 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。(3) 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」である。

(1)の「如何なる宗教団体も、国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない」について考えてみると、宗教

法人は、税金を取られないという特権を有するが、憲法上、どう判断したらよいのか。また、特定の宗教団体は、その宗教法人とは全く別の組織だと言って政党を作り政治活動を行っており、選挙の際には特定の政治家を推薦し、強力に応援活動を公然と行っている事実に対する憲法解釈はどうなのか。(2)の「何人も、宗教上の行為、...に参加することを強制されない」は、逆に言う、「参加は自由」ということである。首相閣僚が「私人」だと言って参加することは自由であるという判断もできる。日本国憲法の解釈には、いろいろの説があり解釈上灰色の部分があると考ええる。日本国憲法は「不磨の大典」なのか。ちなみに世界各国の憲法は、時代に合わせて憲法改正がたびたび行われていると聞く。

話を冒頭の「伊勢神宮の遷御の儀」に戻すと、この儀式は「お祭り」である。

落穂拾い子がたびたび取り上げる柳田國男の著書に「日本の祭り」があるが、彼は、「日本人の固有信仰(神道)」が欧米や中東地域の宗教とは全く異質であり、「誇ってよいことには日本の祭りは、群の公共の祈願を専らにして居た。村内安全五穀成就、更に一步を進めては天下太平と日月清明をま念じて居て、是には一郷の者が一人も背馳しなかつた」と書いている。日本の神社の祭りは他のいかなる宗教とも抵触しなかつたと言っているのである。

その神は、ある家族の、ある一族の祖霊というよりは、日本国あるいは日本人すべての「祖霊の力の融合」であった。仏陀、イエスキリスト、マハメット等に代表される唯一神を信ずる宗教と次元を異にして、神社は欧米流の宗教機関ではない。したがって、憲法解釈以前の問題である、と落穂拾い子の考えを述べておこう。